

2022年 9月

受益者の皆様へ

ブラックロック・ジャパン株式会社

**「ブラックロック世界好配当株式オープン（愛称：世界の息吹）」約款変更（予定）のお知らせ**

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、追加型証券投資信託「ブラックロック世界好配当株式オープン（愛称：世界の息吹）」（以下「当ファンド」といいます。）につきまして、下記の通り投資信託約款の変更を予定しておりますので、お知らせいたします。

何卒、ご理解を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

なお、本状に関してご不明な点がある場合には、以下までお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社 約款変更についてのお問い合わせ窓口

電話番号：03-6703-4340

期間：2022年9月20日～2022年12月5日

受付時間：午前9時～午前11時、午後1時～午後5時（土、日、祝日を除く）

敬具

記

1. 変更の内容

当ファンドは、毎月決算を行うファンドであり、2月および8月以外の決算時は、配当等収益を分配対象額として分配を行い、2月および8月の決算時のみ、配当等収益に加えて売買益（評価益を含みます。）等からも分配を行うことを原則としておりましたが、毎月の決算時においても、配当等収益に加えて、売買益等からも分配を行うことが可能になるよう、収益分配方針について、約款変更をいたします。

なお、変更内容については、別紙2の「信託約款変更の詳細について」をご参照ください。

2. 変更の理由

より柔軟に収益分配を行うために、売買収益等についても毎月の決算時の分配対象額の範囲とする当該変更を行います。

3. 約款変更予定日および変更適用予定日

約款変更予定日 2022年11月16日

約款変更適用予定日 2022年12月12日

**当該約款変更にご同意いただける場合は、異議申立書の送付は不要です。**

当該約款変更については、法令に定める重大な約款変更であるため、重大な約款変更にかかる手続きを経て変更が確定いたします。当該約款変更に対して異議申し立てをされる方は以下の手続きに従い、申し出をしてください。

< 重大な約款変更の手続について >

「重大な約款変更」にかかる手続き・日程

1. 異議申立基準日	2022年9月20日
2. 異議申立期間	2022年9月20日から2022年11月1日まで
3. 約款変更の可否確定	2022年11月2日
4. 異議を申し立てた受益者の買取請求期間	2022年11月16日から2022年12月5日まで
5. 約款変更適用日（予定日）	2022年12月12日

- ① このお知らせは2022年9月20日（異議申立基準日）現在で当ファンドを保有する受益者にお送りしています。
- ② 重大な約款変更についてご異議のある受益者の方は、書面によりその旨をお申し出ください。  
異議申立とは、「投資信託及び投資法人に関する法律（平成19年9月30日改正前）」および当ファンドの投資信託約款により定められた手続きであり、重大な約款変更に際して受益者の異議を問うものです。書面（異議申立書）の記載要領等につきましては、別紙1をご参照ください。  
**なお、当該約款変更にご同意いただける場合は、異議申立書の送付は不要です。**
- ③ 異議を申し立てた受益者の受益権口数の合計が異議申立基準日現在の当ファンドの受益権総口数の2分の1を超えない場合には、予定通り約款変更を実施いたします。この場合には特に改めてお知らせをいたしません。2分の1を超えた場合には、当該約款変更は実施されません。約款変更が実施されないこととなった場合には、書面にてお知らせいたします。
- ④ 異議申立の結果は、可決または否決いずれの場合でも、約款変更の可否確定日（2022年11月2日）の翌日以降、弊社ホームページでご覧いただくことができます。  
ホームページのアドレス：[www.blackrock.com/jp/](http://www.blackrock.com/jp/)
- ⑤ 約款変更が確定した場合、異議を申し立てた受益者は、2022年11月16日から2022年12月5日までの間に、自己に帰属する受益権を、当該受益権が有すべき公正な価額で、当該受益権に係る信託財産をもって買い取るべき旨をご購入いただきました販売会社を通じて受託会社に請求することができます。買取請求手続については異議を申し立てた受益者に改めてご案内いたします。

以上

(別紙1)

約款変更に係る異議申立の手続き

1. 異議申立書の送付先

〒100-8217  
東京都千代田区丸の内一丁目8番3号  
ブラックロック・ジャパン株式会社  
法務部 異議申立受付窓口

2. 異議申立書の記載事項（下記3. についてもご確認ください。）

異議申立書については、下記①～⑧までの事項が全て記載されていれば様式等は問いません。

- ① 異議申立の日付（異議申立書の発信日）
- ② 申立先社名（ブラックロック・ジャパン株式会社）
- ③ お客様の郵便番号、ご住所、お名前
- ④ ご連絡先電話番号
- ⑤ ご購入販売会社名（販売会社名、部支店名、口座番号）
- ⑥ ファンドの名称（ファンド名「ブラックロック世界好配当株式オープン（愛称：世界の息吹）」）
- ⑦ 受益権の口数（2022年9月20日現在）  
※保有の受益権口数をご不明の場合は販売会社へお問い合わせください。
- ⑧ 異議を述べる旨の文言  
（文例「上記ファンドについて、2022年12月12日適用の約款変更に関する異議を申立てます。」）

3. ご注意点

- ① 異議申立期間は2022年9月20日から2022年11月1日（必着）です。当該期間を過ぎてブラックロック・ジャパン株式会社（弊社）に到着した異議申立書は無効となります。
- ② 弊社から販売会社へ確認を取らせていただくため、販売会社および部支店名が欠落している場合や、お名前およびご住所が販売会社へ登録されているものと異なる場合等には、ご異議の意思表示が無効となります。
- ③ この約款変更に関する異議申立の手続きに際し、受益者ご本人からの異議申立であること等の確認の目的で、お客様に関する個人情報を販売会社および受託会社との間で共有することがあります。なお、弊社が取得した個人情報は、本件および本件に係る異議を申立てた受益者の買取請求に関する手続きを行うためのみに利用し、他の目的では使用しません。弊社の個人情報保護宣言につきましては、弊社ホームページ [www.blackrock.com/jp/](http://www.blackrock.com/jp/) をご覧ください。
- ④ 本状に関してご不明な点がある場合には下記までお問い合わせください。  
ブラックロック・ジャパン株式会社  
約款変更についてのお問い合わせ窓口  
電話番号：03-6703-4340  
期 間：2022年9月20日～2022年12月5日  
受付時間：午前9時～午前11時、午後1時～午後5時（土、日、祝日を除く）

以上

(別紙2) 信託約款変更の詳細について

現在は、2月および8月以外の毎月の分配については、配当等収益を主たる分配対象額とし、売買益等部分を2月および8月の決算時にボーナス分配として分配しておりましたが、変更後は売買益等部分も毎月の分配対象額といたします。2月および8月のボーナス分配はなくなりますが、毎月の分配対象額の範囲は広がります。

<変更前>

原則として、毎月分配（原則として毎月25日。休業日の場合は翌営業日。）を行います。

さらに半年毎（2月および8月の決算時）にボーナス分配を行います。

※ ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

(イメージ図) 毎月分配対象額 (配当等収益) + ボーナス分配対象額 (売買益等)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
分配対象額	配当等収益	配当等収益	配当等収益	配当等収益	配当等収益	配当等収益	配当等収益	配当等収益	配当等収益	配当等収益	配当等収益	配当等収益
		売買益等						売買益等				
		(ボーナス分配)						(ボーナス分配)				

<変更後>

原則として、毎月分配（原則として毎月25日。休業日の場合は翌営業日。）を行います。

※ ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

(イメージ図) 毎月分配対象額 (配当等収益+売買益等) + ボーナスなし

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
分配対象額	配当等収益	配当等収益	配当等収益	配当等収益	配当等収益	配当等収益	配当等収益	配当等収益	配当等収益	配当等収益	配当等収益	配当等収益
	売買益等	売買益等	売買益等	売買益等	売買益等	売買益等	売買益等	売買益等	売買益等	売買益等	売買益等	売買益等

上記は、分配方針の変更について説明するためのイメージ図であり、また将来の分配金のお支払および分配金額について示唆、保証するものではありません。

(約款新旧対照表)

新	旧
<p>－ 運用の基本方針 －</p>	<p>－ 運用の基本方針 －</p>
<p>3. 収益分配方針</p> <p>月1回の毎決算時（毎月25日。休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。ただし、初回決算日は、平成17年12月26日とします。</p> <p>① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益および売買損益（繰越欠損補填後、評価損益を含みます。）等の全額とします。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>② <u>分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。</u></p> <p>③ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。</p>	<p>3. 収益分配方針</p> <p>月1回の毎決算時（毎月25日。休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。ただし、初回決算日は、平成17年12月26日とします。</p> <p>① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益および売買損益（繰越欠損補填後、評価損益を含みます。）等の全額とします。</p> <p>② <u>分配金額は、委託者が上記①の範囲内で決定するものとし、原則として配当等収益を中心に安定分配を行うことを目指します。</u></p> <p>③ <u>毎年2月および8月の決算時には、基準価額水準、市況動向等を勘案し、上記②に加え、売買益（評価益を含みます）等より分配を行う場合があります。</u></p> <p>④ <u>分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。</u></p> <p>⑤ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。</p>